

鹿角市公告第 134 号

令和 3 年度鹿角市国保ヘルスアップ事業業務委託事業者候補選定プロポーザルを下記のとおり実施するので、次のとおり公告する。

令和 3 年 7 月 9 日

鹿角市長 関 厚

記

1 業務概要

（1）業務名

令和 3 年度鹿角市国保ヘルスアップ事業業務委託

（2）契約期間

契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 31 日

（3）業務内容

①特定健康診査未受診者対策事業

- ・勧奨用ハガキの作成及び発送（治療中のため未受診の方に対する勧奨含む）
- ・電話による勧奨業務

②特定健康診査受診者フォローアップ事業

- ・特定健康診査受診者への丁寧な情報提供
- ・継続受診を目的とした健康集会の開催

詳細については、別に定める仕様書による。

2 委託料の上限額

3,993,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

3 参加資格

（1）参加者は、以下に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- ①鹿角市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ②鹿角市競争入札等事務処理要綱（平成 22 年訓令第 71 号）第 12 条の規定に基づく指名停止期間中ではないこと。

- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいづれかに該当する者でないこと。
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続きの申立てがなされた者ではないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の規定による暴力団及び同条第 6 号の規定による暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑥国保ヘルスアップ事業業務委託を請け負った業務実績があること。

4 手続等

（1）担当課

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田 4 番地 1
鹿角市 市民部 市民課 国保医療班
TEL : 0186-30-0222 FAX : 0186-22-2042
E-mail : kokuho@city.kazuno.lg.jp

（2）プロポーザル実施要領その他資料の交付

実施要領及び関係資料の交付は、担当部局の窓口及び鹿角市ホームページ上で行う（実施要領及び各種申請書類は、鹿角市ホームページからダウンロード可能）。

鹿角市ホームページ <https://www.city.kazuno.akita.jp>

（3）参加表明書の提出

提出期限 令和 3 年 7 月 15 日（木） 17 時まで
提出場所 上記（1）の担当課
提出方法 持参又は郵送
資格審査 資格要件等を確認し、その結果を令和 3 年 7 月 16 日（金）に書面により通知する。

（4）企画提案書の提出

提出期限 令和 3 年 7 月 26 日（月） 17 時まで
提出場所 上記（1）の担当課
提出方法 持参又は郵送

5 プロポーザル審査方式

（1）選定方法

企画提案書の提出があった事業者を対象に応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を選定基準により点数化し、評価点が最も高い事業者を委託先候補者として選定する。

(2) 審査会

令和3年7月27日（火） 13時30分から（予定）

(3) 選定結果の通知

採否を問わずに全ての提案者に対して文書により通知する。

6 契約の締結

委託先候補者を決定後、その者と随意契約により契約を締結する。受託契約者が契約を辞退するか資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者を受託予定者とし、その者と随意契約により契約を締結する。

7 その他

- (1) 詳細は、「令和3年度鹿角市国保ヘルスアップ事業委託に係る公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の提案等の修正または変更は一切認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鹿角市情報公開条例（平成9年鹿角市市条例第27号）に基づき、提出書類を開示される場合がある。